

教第72号議案

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則について

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定する。

令和5年3月27日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理 由

工業高等専門学校を神戸市外国語大学との同一法人下での運営へ移行させ、地方独立行政法人化するに当たり、規則を改正する必要があるため。

工業高等専門学校¹の地方独立行政法人化に伴う 関係規則の整備に関する規則について

1. 概要

神戸市立工業高等専門学校（以下、高専）が、神戸市外国語大学との同一法人下での運営へ移行にするに当たり、令和5年2月議会に「神戸市立学校設置条例」改正議案（高専の名称等を削除するもの）を提出しているが、当該条例改正に伴い、関連規則の一部改正・廃止を行う。

2. 改正内容

高専及び高専に係る給料表、役職等の単純削除

3. 対象規則

- (1) 神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則
：授業料等の規定から高専を削除
- (2) 神戸市教育委員会公印規則
：公印の規定から高専を削除
- (3) 神戸市立学校施設目的外使用規則
：目的外使用を許可する施設や使用料の規定から高専を削除
- (4) 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則
：勤務時間及び休暇に係る規定から高専を削除
- (5) 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
：学校医等の公務災害補償に係る規定から高専を削除
- (6) 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則
：特殊勤務手当に関する規定から高専を削除
- (7) 神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則
：学校設置条例から高専を削除するに伴う文言の修正
- (8) 神戸市立工業高等専門学校学則（廃止）
- (9) 神戸市立工業高等専門学校事務分掌規則（廃止）

4. 施行期日

令和5年4月1日

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

工業高等専門学校の地方独立行政法人化に伴う関係規則の整備に関する規則

(市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則(昭和27年6月教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 神戸市立学校の授業料等に関する条例(以下「条例」という。) <u>第11条</u> の規定により、神戸市立学校の授業料等の徴収その他については、別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。	第1条 神戸市立学校の授業料等に関する条例(以下「条例」という。) <u>第12条</u> の規定により、神戸市立学校の授業料等の徴収その他については、別に定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。
第4条	第4条 <u>条例第2条第1項第1号に規定する入学選抜料は入学願書提出の際に、入学金は高等専門学校に入学手続をする際に徴収する。</u>

条例第2条第1項第2号に規定する入学選抜料は入学願書提出の際に、入学金は高等学校に入学手続をする際に徴収する。

2 [略]

第7条 高等学校に在学する者で、高等学校長（以下「校長」という。）の許可を受けて留学する者については、留学した日の属する月の翌月（月の初日において留学した場合は、当該留学した日の属する月）から復帰した日の属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、学期の初めにおいて、始業日前に留学した者については、留学した日にかかわらずその月から免除する。

第8条 条例第6条第1項第1号又は第2項第1号により、授業料の免除又は減額を受けようとする者は、免除又は減額を受けようとする学年の初めに、所定の授業料減免申請書に、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者又はその扶養家族であることを証明する福祉事務所長の証明書（高等学校に在学する者については、併せて、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7に定める高等学校等就学費（以下単に「高等学校

2 条例第2条第1項第2号に規定する入学選抜料は入学願書提出の際に、入学金は高等学校に入学手続をする際に徴収する。

3 [略]

第7条 高等専門学校又は高等学校に在学する者で、高等専門学校長又は高等学校長（以下「校長」という。）の許可を受けて留学する者については、留学した日の属する月の翌月（月の初日において留学した場合は、当該留学した日の属する月）から復帰した日の属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、学期の初めにおいて、始業日前に留学した者については、留学した日にかかわらずその月から免除する。

第8条 条例第6条第1項第1号又は第2項第1号により、授業料の免除又は減額を受けようとする者は、免除又は減額を受けようとする学年の初めに、所定の授業料減免申請書に、生活保護法による生活扶助を受ける者又はその扶養家族であることを証明する福祉事務所長の証明書（高等学校又は高等専門学校に在学する者については、併せて、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7に定める高等学校等就学費（以下単に「高等学校等就学

等就学費」という。)の受給状況に関する福祉事務所長の証明書)を添えて、それぞれ校長又は教育長に提出し許可を受けなければならない。

2、3 [略]

第9条 条例第6条第1項第4号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在学する者で、前条に規定する者を除く生活困窮者又はその扶養家族であって、特に免除の必要があると認める者

(2)～(4) [略]

2 条例第6条第2項第2号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定めるところにより授業料を減額する。

(1) 高等学校の全日制の課程に在学する者で、生活困難のため学資の負担にたえがたい者
授業料の2分の1相当額の減額

(2)、(3) [略]

3、4 [略]

第12条 [略]

費」という。)の受給状況に関する福祉事務所長の証明書)を添えて、それぞれ校長又は教育長に提出し許可を受けなければならない。

2、3 [略]

第9条 条例第6条第1項第4号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等専門学校、高等学校の全日制の課程又は高等学校の定時制の課程に在学する者で、前条に規定する者を除く生活困窮者又はその扶養家族であって、特に免除の必要があると認める者

(2)～(4) [略]

2 条例第6条第2項第2号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者は、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定めるところにより授業料を減額する。

(1) 高等専門学校又は高等学校の全日制の課程に在学する者で、生活困難のため学資の負担にたえがたい者
授業料の2分の1相当額の減額

(2)、(3) [略]

3、4 [略]

第12条 [略]

2 教育長が定める減免受付期間の経過後授業料減免申請書を教育長に提出した高等学校に在学する者については、前項に規定する開始月を校長又は教育長が申請書を受理した月とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って開始月を変更することができる。

3 前2項に規定する減免期間を超えて引き続き免除又は減額を受けようとする者は、次の学年において教育長が定める減免受付期間に、新たに第10条に規定する申請手続きを行わなければならない。

第13条 高等学校に在学する者で、授業料の免除又は減額を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所定の授業料減免理由消滅・変更届を校長を経て教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

2 高等専門学校に在学する者の減免期間は、当該学年の初めから学年末までとする。

3 教育長が定める減免受付期間の経過後授業料減免申請書を教育長に提出した高等専門学校又は高等学校に在学する者については、前2項に規定する開始月を校長又は教育長が申請書を受理した月とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、当該年度に限って開始月を変更することができる。

4 前3項に規定する減免期間を超えて引き続き免除又は減額を受けようとする者は、次の学年において教育長が定める減免受付期間に、新たに第10条に規定する申請手続きを行わなければならない。

第13条 高等専門学校又は高等学校に在学する者で、授業料の免除又は減額を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所定の授業料減免理由消滅・変更届を校長を経て教育長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第2 印版（第2条、第6条関係）						別表第2 印版（第2条、第6条関係）					
公印 の 名 称	ひな型	書体	寸法 (ミ リ メ ー ト ル)	管守 責 任 者	用途	公印 の 名 称	ひな型	書体	寸法 (ミ リ メ ー ト ル)	管守 責 任 者	用途
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						神戸 市 立 工 業 高 等 専 門 学 校 長 印	神戸市立工業高等専門学校印	てん 書	方9	総務 課長	工業 高等 専門 学校 長が 行う 学生

	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">証 発 行 事 務 専 用</td> </tr> </table>					証 発 行 事 務 専 用
				証 発 行 事 務 専 用		

(市立学校施設目的外使用規則の一部改正)

第3条 神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和42年10月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																																																																																												
別表(第5条関係)	別表(第5条関係)																																																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使用時間</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 前</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 後</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">夜 間</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 前</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 後</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">終 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用区分</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">午 後</td> <td style="text-align: center;">午 夜</td> <td style="text-align: center;">(</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">間</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">時</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">~</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">時</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">)</td> <td></td> </tr> </table>	使用時間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	終 日	使用区分	(((午 後	午 夜	(9	13	17	後	間	9		時	時	時	((時		~	~	~	9	13	~		13	17	21	時	時	21		時	時	時	~	~	時)))	17	21)					時	時))		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使用時間</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 前</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 後</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">夜 間</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 前</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午 後</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">終 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用区分</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">午 後</td> <td style="text-align: center;">午 夜</td> <td style="text-align: center;">(</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">後</td> <td style="text-align: center;">間</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: center;">時</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">~</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">~</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">時</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">)</td> <td style="text-align: center;">)</td> <td></td> </tr> </table>	使用時間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	終 日	使用区分	(((午 後	午 夜	(9	13	17	後	間	9		時	時	時	((時		~	~	~	9	13	~		13	17	21	時	時	21		時	時	時	~	1	時)))	7	21)					時	時))	
使用時間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	終 日																																																																																																																																							
使用区分	(((午 後	午 夜	(
	9	13	17	後	間	9																																																																																																																																							
	時	時	時	((時																																																																																																																																							
	~	~	~	9	13	~																																																																																																																																							
	13	17	21	時	時	21																																																																																																																																							
	時	時	時	~	~	時																																																																																																																																							
)))	17	21)																																																																																																																																							
				時	時																																																																																																																																								
))																																																																																																																																								
使用時間	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	終 日																																																																																																																																							
使用区分	(((午 後	午 夜	(
	9	13	17	後	間	9																																																																																																																																							
	時	時	時	((時																																																																																																																																							
	~	~	~	9	13	~																																																																																																																																							
	13	17	21	時	時	21																																																																																																																																							
	時	時	時	~	1	時																																																																																																																																							
)))	7	21)																																																																																																																																							
				時	時																																																																																																																																								
))																																																																																																																																								

講 堂	高等 学校	[略]	講 堂	高等 専門 学校	[略]													
		[略]		高等 学校	[略]													
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
校 庭	高等 学校	[略]	校 庭	高等 専門 学校	[略]													
		[略]		高等 学校	[略]													
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)

第4条 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>(学校勤務職員の特例)</p> <p>第5条 学校に勤務する職員のうち神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる教育職給料表(2)、教育職給料表(3)及び教育職給料表(5)の適用を受けるものの勤務時間は、教育委員会が業務の状態に応じてその割振りを定める。</p> <p>2 [略]</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第8条 <u>神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則</u>(平成6年12月人委規則第7号)第7条に関して教育委員会規則で定める期間は、週休日とされた日において当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後までの期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表1 (第3条関係)</p>	<p>(学校勤務職員の特例)</p> <p>第5条 学校に勤務する職員のうち神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる教育職給料表(2)、<u>教育職給料表(3)、教育職給料表(4)</u>及び教育職給料表(5)の適用を受けるものの勤務時間は、教育委員会が業務の状態に応じてその割振りを定める。</p> <p>2 [略]</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第8条 <u>神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行の規則</u>(平成6年12月人委規則第7号)第7条に関して教育委員会規則で定める期間は、週休日とされた日において当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後までの期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表1 (第3条関係)</p>								
<table border="1"> <tr> <td>特別の勤務に従</td> <td>勤務時間</td> <td>休憩</td> <td>週休</td> </tr> </table>	特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休	<table border="1"> <tr> <td>特別の勤務に従</td> <td>勤務時間</td> <td>休憩</td> <td>週休</td> </tr> </table>	特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休
特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休						
特別の勤務に従	勤務時間	休憩	週休						

事する職員				時間	日
所 属	勤 務 先	職名	職種 名等	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水 学校 給食 共同 調理 場		[略]	[略]	[略]	[略]

事する職員				時間	日
所 属	勤 務 先	職名	職種 名等	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水 学校 給食 共同 調理 場		[略]	[略]	[略]	[略]
工業 高等 専門 学校 事務 室	事務 職員 技術 職員	一般 事務 司書 土木 電気 機械 化学 自動 車整 備 技士 保健 師	午前8時 30分から 午後5時 15分まで	60分	土 曜 日 、 日 曜 日
		管理 員 施設 管理 員	午前7時 15分から 午後4時 まで		

別表 2 (第 3 条 関 係)

特別の勤務に従事する職員				勤務 時間 の区 分	勤務 時間	休憩 時間	週休 日
所 属	勤 務 先	職名	職種 名等				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水 学校 給食 共同 調理 場		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表 2 (第 3 条 関 係)

特別の勤務に従事する職員				勤務 時間 の区 分	勤務 時間	休憩 時間	週休 日
所 属	勤 務 先	職名	職種 名等				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
垂水 学校 給食 共同 調理 場		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
工業 高等 専門 学校 事務 室	事務 職員	一般 事務	A 勤	午前 10時 15分 から 午後 5時 15分 まで	60分		土 曜 日 、 日 曜 日
		司書	B 勤	午前 11時 15分 から 午後 6時 15分 まで			

			C 勤	午後 12時 15分 から 午後 7時 15分 まで	
		土木 電気 機械 化学		午前 8時 30分 から 午後 5時 15分 まで	日 曜 日 並 び に 土 曜 日 及 び 1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日

(市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例)

施行規則の一部改正)

第5条 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和57年9月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続等</u>条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、<u>高等学校</u>、<u>高等専門学校</u>及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続等</u>条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第6条 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当)	(教育委員会職員特殊勤務手当)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員(事務職員、技術職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。	3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 <u>高等専門学校</u> 又は特別支援学校に勤務する職員(事務職員、技術職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
4～6 [略]	4～6 [略]

(市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則の一部改正)

第7条 神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則(令和4年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2) [略] (3) 神戸市立学校園 神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）第3条に規定する学校園をいう。 (4) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2) [略] (3) 神戸市立学校園 神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）第3条に規定する学校園 <u>（高等専門学校は除く。）</u> をいう。 (4) [略]

（市立工業高等専門学校学則の廃止）

第8条 神戸市立工業高等専門学校学則（昭和38年1月教育委員会規則第10号）は、廃止する。

（市立工業高等専門学校事務分掌規則の廃止）

第9条 神戸市立工業高等専門学校事務分掌規則（昭和38年3月教育委員会規則第23号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第5条の規定による改正前の神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第1条の規定は、施行日前に支給すべき事由が生じた神戸市立の高等専門学校の学校医等(同条に規定する学校医等をいう。)の補償については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第6条の規定による改正前の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第3項の規定は、施行日前において同項各号に規定する業務に従事する職員であった者の施行日前の勤務に係る教育委員会職員特殊勤務手当については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。